

(内閣委員会)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第九号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、国民の祝日に、新たに八月十一日を「山の日」として加え、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日とするものである。

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。